



島根県報

平成16年 3 月 2 日 (火)
第 1 551 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

行政書士試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更	(総 務 課)	1
字の区域の廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(青少年家庭課)	2
農業振興地域の指定の一部改正 (3 件)	(農 業 経 営 課)	3
土地改良区の役員の就任	(農 村 整 備 課)	3
土地改良区の役員の退任	(")	4
土地改良事業計画書の縦覧	(")	4
公 告		
平成16年度前期技能検定試験の実施	(労 働 政 策 課)	4
平成16年度技能検定試験の実施	(")	8
平成16年度 2 級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 住 宅 課)	9

告 示

島根県告示第207号

行政書士法 (昭和26年法律第 4 号) 第 4 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 後	変 更 前	
財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号	東京都目黒区上目黒 3 丁目 6 番 18 号	平成16年 3 月 22 日

島根県告示第208号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、大東町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

大原郡大東町大字川井の字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
川井	大字川井の区域内のすべての字

島根県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
くにびき農業協同 組合	松江市西川津町1635 - 1	居宅介護支援 事業	J A くにびき介護 相談センター	松江市西津田3丁目5 番16号	平成15年 12月1日
株式会社シード 島根支店	江津市都野津町2340番 5	痴呆対応型共 同生活介護	グループホームひ のき	江津市都野津町2340番 5	平成16年 2月15日
社会福祉法人 け いびん会	那賀郡金城町大字七条 イ1046番地5	通所介護	デイサービスやま ももの家	浜田市久代町309	平成16年 2月17日

島根県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 徳祐会	痴呆対応型共 同生活介護	グループホーム あすな ろ	邑智郡瑞穂町大字山田76 番地2	平成16年2月23日

島根県告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成15年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第212号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 松江地域の項中「平成11年島根県告示第547号」を「平成16年島根県告示第62号」に改める。

島根県告示第213号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 安来地域の項中「平成12年島根県告示第400号」を「平成16年島根県告示第62号」に改め、7 東出雲地域の項中「平成 9 年島根県告示第236号」を「平成16年島根県告示第62号」に改める。

島根県告示第214号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 2 玉湯地域の項中「平成 9 年島根県告示第236号」を「平成16年島根県告示第62号」に改める。

島根県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡市木村土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

戸津川秀幸 那賀郡旭町大字市木2455番地 6
花本 一志 那賀郡旭町大字市木2939番地
田城 譲 那賀郡旭町大字市木3197番地
高崎 貞則 那賀郡旭町大字市木3696番地
北野 正樹 邑智郡瑞穂町大字市木260番地
丸田 金時 邑智郡瑞穂町大字市木558番地
稲垣 義人 邑智郡瑞穂町大字市木1709番地 1
田中 芳三 邑智郡瑞穂町大字市木2169番地 3
福浦 正弘 邑智郡瑞穂町大字市木741番地

監事

細川 茂美 那賀郡旭町大字市木3458番地 4

植田 利助 邑智郡瑞穂町大字市木419番8地

2 就任年月日

平成16年2月10日

島根県告示第216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

飯石郡吉田村土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

藤原 茂男 飯石郡吉田村大字吉田349番地

勝部 進 飯石郡吉田村大字上山138番地

島根県告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
能義郡広瀬町土地改良区	金原上地区区画整理事業(基盤整備促進事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	広瀬町役場

公 告

平成16年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成16年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種(作業名)及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種(作業名)

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

造園(造園工事作業)

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)

放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)

- 金属プレス加工 (金属プレス作業)
- 鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)
- 建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)
- 工場板金 (曲げ板金作業、打出し板金作業)
- 仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)
- 切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)
- ダイカスト (コールドチャンパダイカスト作業)
- 電子機器組立て (電子機器組立て作業)
- 電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)
- 産業車両整備 (産業車両整備作業)
- 建設機械整備 (建設機械整備作業)
- 婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)
- 紳士服製造 (紳士注文服製作作業)
- 家具製作 (家具手加工作業)
- 建具製作 (木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)
- 石材施工 (石張り作業、石積み作業)
- とび (とび作業)
- 左官 (左官作業)
- ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業)
- タイル張り (タイル張り作業)
- 畳製作 (畳製作作業)
- 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)
- 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)
- 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)
- サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)
- 表装 (表具作業、壁装作業)
- 塗装 (木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)
- 広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)
- フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
- (2) 3 級技能検定を実施する職種 (作業名)
 - 園芸装飾 (室内園芸装飾作業)
 - 造園 (造園工事作業)
 - 機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)
 - 仕上げ (機械組立仕上げ作業)
 - 機械保全 (機械系保全作業)
 - 電子機器組立て (電子機器組立て作業)
 - 広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)
- (3) 単一等級技能検定を実施する職種 (作業名)
 - コンクリート積みブロック施工 (コンクリート積みブロック工事作業)
 - 路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカ工事作業、加熱ペイントマシンマーカ工事作業)
 - 産業洗浄 (高圧洗浄作業)

2 受検資格

受検資格は、1 級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の2に規定する者とし、2 級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3 級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1 級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2 級技能検定については同条第3項の規定により、3 級技能検定については同条第四項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成16年6月14日(月)から同年9月5日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1 級及び2 級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成16年8月22日(日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成16年8月29日(日)
鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成16年9月5日(日)

イ 3 級

職 種	学 科 試 験 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ	平成16年8月1日(日)

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
コンクリート積みブロック施工、産業洗浄	平成16年8月22日(日)
路面標示施工	平成16年9月5日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成16年6月7日(月)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1 級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2 級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3 級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市学園南 1 丁目 2 番 1 号 島根県立産業交流会館

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成16年 4 月 5 日 (月) から同月16日 (金) までとする。ただし、郵送 (書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。) の場合は、同月16日 (金) の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
婦人子供服製造	13,000円	

ただし、3 級を受検する者のうち、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの (就職しているものを除く。) 又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。)、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	10,500円	3,100円
婦人子供服製造	8,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒 (あて名を明記し、切手をはること。) を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の氏名は、平成16年 8 月 1 日 (日) に学科試験を実施する職種については平成16年 9 月 1 日 (水) に、そのほかの職種については平成16年10月 5 日 (火) に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成16年10月上旬に書面で通知する。

(3) 1 級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2 級技能検定及び3 級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1 級技能検定の合格者には1 級技能士章を、2 級技能検定の合格者には2 級技能士章を、3 級技能検定の合格者には3 級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成16年度技能検定試験（随時実施する 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級）を次のとおり実施する。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種

(1) 随時実施 3 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 随時実施 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3 級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の 4 に規定する者とし、基礎 1 級及び基礎 2 級技能検定については規則第64条の 5 に規定するものとする。ただし、3 級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3 級技能検定については、規則第65条第 4 項の規定により、基礎 1 級技能検定については同条第 5 項の規定により、基礎 2 級技能検定については同条第 6 項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3 級技能検定については規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 1 級技能検定については規則別表第13の 3 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 2 級技能検定については規則別表第13の 4 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 財団法人国際研修協力機構からの受検指示書の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市学園南 1 丁目 2 番 1 号 島根県立産業交流会館

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定に基づき、公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の17第1項の島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成16年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

平成16年 7 月 4 日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

（木造建築士試験）

平成16年 7 月25日（日）午前10時から午後 5 時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

平成16年 9 月26日（日）午前11時30分から午後 4 時まで

（木造建築士試験）

平成16年10月10日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原4-1-10
島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ヶ島町25-3
島根県立浜田水産高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原4-1-10
島根県立松江工業高等学校

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原4-1-10
島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ヶ島町15-3
島根県立浜田水産高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原4-1-10
島根県立松江工業高等学校

3 受験申込手続

(1) 受付地及び受付場所

松江市 松江市北田町35-3
社団法人 島根県建築士会

浜田市 浜田市原井町908-28
浜田建設会館

(2) 受付期間及び受付時間

平成16年4月12日(月)から4月16日(金)まで
午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出すること。
ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成16年12月9日(予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、平成16年9月7日(予定)。

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示する。

6 その他

(1) 設計製図の課題は、平成16年6月23日ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根

県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

